

## ①貸与奨学生一覧 (平成30年度に奨学生の募集があったもの)

- ※ 貸与の条件・時期は平成30年度の時期を示しています。当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。
- ※ 指導教員（クラス担任・奨学生担当教員）の推薦所見や家族の収入に関する証明書など、自分で用意できない書類を求められることがあります。
- ※ 貸与奨学生というのは、卒業後に返還しなければならない奨学生です。他の奨学生との併用貸与を認めている奨学生もありますが、家族の状況や卒業後の自分の生活設計も考慮し、必要以上に奨学生を借りすぎることがないようにしてください。
- ※ 期日にはゆとりを持って準備をしてください。

奨学生名 団体名等	募集対象	貸与金額	出願資格	期間	CNS 掲示	申請締切	備考
常磐奨学会	学部生	3万/月 無利子 (理系学生) 3.5万/月 無利子	平成30年4月1日現在在学中か、平成30年4月より入学見込の方で、次の①または②のいずれかに該当する方 ①福島県いわき市、茨城県北茨城市及びその周辺地域居住者の子弟であること ②福島県内および茨城県内の学校に在学する者	正規の最短修業年限の終期まで	2月中旬	4月下旬	(個人応募) ・筆記試験と面接があります。
日本通運育英会	学部1・2年生	(自宅通学) 1.5万/月 無利子 (自宅外通学) 2万/月 無利子	学業優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により修学が困難な者	正規の最短修業年限の終期まで	2月中旬	4月下旬	(個人応募)
茨城県奨学生	学部生	4万/月 無利子 (自宅外通学)	以下の全てに該当する者 ①茨城県内に居住する者の子弟であること ②大学に在学する学生であること（大学院生は除く） ③健康で修学に十分耐えうること ④人物・学業とともに優れていること ⑤学資の支弁が困難と認められること ⑥独立行政法人日本学生支援機構の奨学生貸与を受けていない者	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	4月下旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・日本学生支援機構奨学生との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。
福井県ものづくり人材育成修学資金	理工系大学院生	6万/月 無利子	次の要件の全てに該当する方 ①平成30年4月時点で理工系大学院に在学する方（見込み含む）であること。 ※「理工系」には薬学、生物学、土木工学、建築学、農学、畜産学、水産学等を含む。 ②在学する理工系大学院に社会人入学試験により入学した方でないこと。 ③大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに県内のものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する方であること。 ④日本国籍を有する方または次のいずれかに該当する方であること。 ア. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する方 イ. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する方	正規の最短修業年限の終期まで	3月中旬	4月下旬	・返還の免除について 貸与を受けている方が、大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに「県内のものづくり企業」に勤務して研究開発業務に従事し、7年間勤務したときは、修学資金の全部の返還が免除されます。 ・就職促進事業への参加について 貸与を受けている方は、大学院を修了するまでの間、やむを得ない理由がある場合を除き、県内のものづくり企業への就職を促進するための事業に積極的に参加する必要があります。
山口県ひとづくり財団	学部生	(一般) 4.3万/月 無利子 (一般+定住促進) 5.3万/月 無利子	①保護者が山口県内に住所を有している者 ②向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者 ③独立行政法人日本学生支援機構やその他の団体等との重複貸与は認められません。 (定住促進奨学生) 大学卒業後山口県内に定住する意思がある者	正規の最短修業年限の終期まで	3月下旬	4月下旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・他の奨学生と併用して貸与を受けることはできません。

## ①貸与奨学生一覧 (平成30年度に奨学生の募集があったもの)

- ※ 貸与の条件・時期は平成30年度の時期を示しています。当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。
- ※ 指導教員（クラス担任・奨学生担当教員）の推薦所見や家族の収入に関する証明書など、自分で用意できない書類を求められることがあります。
- ※ 貸与奨学生というのは、卒業後に返還しなければならない奨学生です。他の奨学生との併用貸与を認めている奨学生もありますが、家族の状況や卒業後の自分の生活設計も考慮し、必要以上に奨学生を借りすぎることがないようにしてください。
- ※ 期日にはゆとりを持って準備をしてください。

奨学生名 団体名等	募集対象	貸与金額	出願資格	期間	CNS 掲示	申請締切	備考
山梨県看護職員修学資金	医学部看護学科生	(学部生) 3. 2万/月 無利子	卒業または修了後、対象となる山梨県内の免除施設において看護業務に従事する意志を持ち、在学する学校等の長の推薦を受けた者	正規の最短修業年限の終期まで	3月下旬	4月下旬	修学資金の貸与を受けた者が、卒業後すぐに看護職員の免許を取得し、引き続き5年以上山梨県内の対象施設において看護職員の業務に従事したとき、修学資金の返還債務が全額または半額免除されます（勤務する施設によって全額か半額かが分かれます）。
	看護学専攻の大学院生（修士課程）	(大学院生) 8. 3万/月 無利子					大学院の修士課程を修了後速やかに次の県内施設において、引き続き5年以上看護職員の業務に従事した場合、修学資金の返還債務が免除されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・病院</li><li>・診療所</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・訪問看護事業所（3年以上の実務経験を有する場合に限る）</li></ul>
山梨県医師修学資金	医学部医学科生	(第一種) 5万/月 無利子	(第一種) 学部生 将来、県内の公立病院等に医師として勤務する意思があること	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	5月上旬	次の条件を全て満たした場合、奨学金の返還が免除になります。 <ul style="list-style-type: none"><li>①卒業後、2年以内に医師の免許を取得</li><li>②医師免許取得後、6年を経過する月までに3年以上の期間、県内の公立病院等において医師の業務に従事</li><li>③県内病院が実施する臨床研修を修了すること</li></ul> <p>※勤務期間には、臨床研修を含む。</p>
		(第二種) 13万/月 無利子	(第二種) 学部生 将来、県内の特定公立病院等に勤務する意思があること				次の条件を全て満たした場合、奨学金の返還が免除になります。 <ul style="list-style-type: none"><li>①卒業後、2年以内に医師の免許を取得</li><li>②医師免許取得後、貸与期間の2分の5に相当する期間を経過するまでの間に、貸与期間の2分の3に相当する期間以上、山梨県地域医療支援センターで一定の調整後に知事が指定する県内の特定公立病院等において医師の業務に従事</li><li>③県内病院が実施する臨床研修を修了すること</li></ul> <p>※貸与期間が6年間の場合、15年経過までに9年間従事。勤務期間には、臨床研修を含む。</p>
	医学系の大学院生（看護を除く）	(第三種) 5万/月 無利子	(第三種) 大学院生 ①医師免許を取得していること ②将来、県内の公立病院等に医師として勤務する意思があること	正規の最短修業年限の終期まで			次の条件を全て満たした場合、奨学金の返還が免除になります。 <ul style="list-style-type: none"><li>①修了または退学後ただちに3年以上の期間、県内の公立病院等において医師の業務に従事</li></ul> <p>※勤務期間には、臨床研修を含む。</p>
関育英奨学会	学部2年生 (医学部を除く)	3万/月 無利子	学部の第2年次に在学し（医学部を除く）、人物・学業ともに優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる者で、在学する学校の推薦した者	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	5月下旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・奨学生のための各種行事には、参加してください。

## ①貸与奨学生一覧 (平成30年度に奨学生の募集があったもの)

- ※ 貸与の条件・時期は平成30年度の時期を示しています。当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。
- ※ 指導教員（クラス担任・奨学生担当教員）の推薦所見や家族の収入に関する証明書など、自分で用意できない書類を求められることがあります。
- ※ 貸与奨学生というのは、卒業後に返還しなければならない奨学生です。他の奨学生との併用貸与を認めている奨学生もありますが、家族の状況や卒業後の自分の生活設計も考慮し、必要以上に奨学生を借りすぎることがないようにしてください。
- ※ 期日にはゆとりを持って準備をしてください。

奨学生名 団体名等	募集対象	貸与金額	出願資格	期間	CNS 掲示	申請締切	備考
あしなが育英会	学部生	(一般) 4万/月 無利子 (特別) 5万/月 無利子	保護者が病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで死亡したり、保護者が著しい後遺障害（※）を負っている家庭の子どもであること。 ※「国民年金法」による障害者1・2級、「身体障害者福祉法」「厚生年金保険法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による1～3級、「労働者災害補償保険法」による1～3級のいずれかの障害認定を受けていること。 ※申請者の年齢が25歳以上の場合は対象になりません。	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	5月上旬	・面接試験があります。
石川県奨学生	学部生	4. 4万/月 無利子	①大学の学部に在学する学生であること（大学院生を除く。） ②保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住していること ③勉学意欲があり、かつ、学費の支弁が困難な者 ④独立行政法人日本学生支援機構の奨学生貸与を受けていない者	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	4月下旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・日本学生支援機構奨学生との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。
福島県奨学生	学部生	3. 5万/月 無利子	以下の全てに該当すること。 ①福島県内の高校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）で、入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。または、県外の高校を卒業した者で、卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。 ②「学力」高等学校における最終2ヵ年の全履修科目の認定平均値が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合には、さらに大学における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。 ※所得本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差引いた所得金額が、規程する所得基準以下であること。（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）	正規の最短修業年限の終期まで	4月上旬	5月下旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・日本学生支援機構奨学生との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。
宮崎県奨学会	学部1年生	2. 5万/月 無利子	①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者 ②平成30年4月に大学へ入学した者（在学生で希望する場合は要相談）	正規の最短修業年限の終期まで	4月中旬	5月中旬	・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。 ・日本学生支援機構奨学生・宮崎育英資金等他との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。ただし、給付型の奨学生との併用は可。

## ①貸与奨学生一覧 (平成30年度に奨学生の募集があったもの)

- ※ 貸与の条件・時期は平成30年度の時期を示しています。当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。
- ※ 指導教員（クラス担任・奨学生担当教員）の推薦所見や家族の収入に関する証明書など、自分で用意できない書類を求められることがあります。
- ※ 貸与奨学生というのは、卒業後に返還しなければならない奨学生です。他の奨学生との併用貸与を認めている奨学生もありますが、家族の状況や卒業後の自分の生活設計も考慮し、必要以上に奨学生を借りすぎることがないようにしてください。
- ※ 期日にはゆとりを持って準備をしてください。

奨学生名 団体名等	募集対象	貸与金額	出願資格	期間	CNS 掲示	申請締切	備考
交通遺児育英会	学部生	4万・5万・6万/月より選択無利子 大学入学一時金あり（1年生のみ）	平成30年度に大学に在学している29歳（申込時）までの学生で、保護者等が、道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女であること。 ※道路における事故には、踏切での事故、路面電車との事故および単車や自転車事故も含みます。 ※応募時26歳以上で一旦社会人となった場合は当会の高校奨学生であった方に限る ※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施工令別表第1及び別表第2の第1～7級までの障害または身体障害者福祉法の第1～4級があたります。	正規の最短修業年限の終期まで	4月下旬	10月中旬 ※随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故証明書等の準備が必要です。また、指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です</li> <li>・他の奨学生と併用して貸与を受けることができます。</li> </ul>
	大学院生（教職大学院を含む）	5万・8万・10万/月より選択無利子	平成30年度に大学院に在学している29歳までの学生で、保護者等が、道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女であること。 ※道路における交通事故には、踏切での事故、路面電車との事故および単車や自転車事故も含みます。 ※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施工令別表第1及び別表第2の第1～7級までの障害または身体障害者福祉法の第1～4級があたります。			10月下旬 ※随時	
	（予約採用）大学院生（教職大学院を含む）	5万・8万・10万/月より選択無利子	平成30年度に大学院に進学予定の29歳までの学生で、保護者等が、道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女であること。 ※道路における交通事故には、踏切での事故、路面電車との事故および単車や自転車事故も含みます。 ※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施工令別表第1及び別表第2の第1～7級までの障害または身体障害者福祉法の第1～4級があたります。			(一次) 8月下旬 ※随時 (二次) 1月下旬 ※随時	
福井県大学院奨学生	大学院生（教職大学院を含む）	8.4万/月（修士課程）無利子 11.7万/月（博士課程）無利子	①福井県内に在住する者の子弟で、大学院に在学し、経済的理由により修学が困難な者 ②日本学生支援機構大学院奨学生の貸与条件である学長の推薦基準を満たしていること	正規の最短修業年限の終期まで	6月上旬	6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教員の推薦所見が必要です。</li> <li>・他の奨学生との併給はできません。出願時の併願は可能ですが、採用が決定した場合はいずれかを選択する必要があります。</li> </ul>
宮崎県奨学会（第二次募集）	学部1年生	2.5万/月無利子	①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者 ②平成30年4月に大学へ入学した者（在学生で希望する場合は要相談）	正規の最短修業年限の終期まで	7月上旬	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。</li> <li>・日本学生支援機構奨学生・宮崎育英資金等他との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。ただし、給付型の奨学生との併用は可。</li> </ul>

## ①貸与奨学生一覧 (平成30年度に奨学生の募集があったもの)

- ※ 貸与の条件・時期は平成30年度の時期を示しています。当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。
- ※ 指導教員（クラス担任・奨学生担当教員）の推薦所見や家族の収入に関する証明書など、自分で用意できない書類を求められることがあります。
- ※ 貸与奨学生というのは、卒業後に返還しなければならない奨学生です。他の奨学生との併用貸与を認めている奨学生もありますが、家族の状況や卒業後の自分の生活設計も考慮し、必要以上に奨学生を借りすぎることがないようにしてください。
- ※ 期日にはゆとりを持って準備をしてください。

奨学生名 団体名等	募集対象	貸与金額	出願資格	期間	CNS 掲示	申請締切	備考
福島県奨学生 (追加募集)	学部生	3.5万/月 無利子	<p>以下の全てに該当すること。</p> <p>①福島県内の高校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）で、入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。または、県外の高校を卒業した者で、卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。</p> <p>②「学力」高等学校における最終2ヵ年の全履修科目的評定平均値が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。</p> <p>「所得」本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差引いた所得金額が、規程する所得基準以下であること。（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）</p>	正規の最短修業年限の終期まで	9月上旬	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教員またはクラス担任の推薦所見が必要です。</li> <li>・日本学生支援機構奨学生との併願は可能ですが、併用して貸与を受けることはできません。</li> </ul>
小堀雄久学生等支援会奨学生 (平成30年度後期)	工学部、及び 生命環境学部、医工農学 総合教育部修士課程の学生 (留学生除く)	4万/月 無利子	<p>・国や郷土の将来を思い、仁義・礼に篤く、将来有為な人と見込まれながらも経済的理由で学資の支弁に困難を來している者。</p> <p>・家計扶養者（保護者）の年間収入（税込み）が1,000万円以下であること。</p>	正規の最短修業年限の終期まで	9月上旬	11月中旬	